

災害時等の一時避難所利用申出書

私は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、貴寺院を災害時等緊急一時避難所として利用することを申し出ます。

貴寺院を災害時等に一時避難所として利用する場合には、裏面のルールを順守するとともに、貴寺院の施設及び備品等を損壊した場合は、貴寺院及び市の指示に従い、損害賠償することを確約します。

なお、発熱等の体調不良がある場合は、災害時等の一時避難所として利用しません。

申出日： 年 月 日

申出者氏名 (利用者①)					
住所	〒				
電話番号	<input type="checkbox"/>	自宅	-	-	
	<input type="checkbox"/>	携帯	-	-	
災害時等の一時避難所(寺院名)					
	利用者氏名			利用者生年月日	
②	(ふりがな) -----			年	月 日
③	(ふりがな) -----			年	月 日
④	(ふりがな) -----			年	月 日
⑤	(ふりがな) -----			年	月 日

(備考)

利用者の名前が1枚の用紙に入らない場合は、2枚目に記入し、ホッチキス等で止めてください。

いただきました個人情報につきましては、災害時等における被災者支援活動に関する業務以外の目的では使用しません。

寺院を一時避難所として利用する場合の避難所生活ルール

(寺院を一時避難所として利用する場合は、次の事項を順守ください。)

◎注意事項

- ※1 一時避難所内での他の避難者への迷惑行為や責任者(住職及び運営スタッフ)の指示に従わない場合は退去していただきます。
- ※2 一時避難所(寺院)内には、高価で高額な仏具等がありますので注意してください。
なお、仏具等を損傷した場合は、損害賠償していただきます。
- ※3 一時避難所として利用できる期間は3日以内です。避難生活が4日以上に及ぶ場合は、佐賀市の指定避難所へ移動していただきます。

◎安否情報について

- ・一時避難所へ避難する場合は、事前に親族(又はご近所)に居場所を伝えてください。
- ・避難行動要支援者名簿に登録されている方は、事前に担当の民生委員・児童委員に居場所を伝えてください。
- ・介護サービスを利用中で、担当ケアマネージャーがいる場合は、事前に居場所を伝えてください。

◎一時避難所内の秩序維持

- ・一時避難所内での静粛を保ち、他の避難者と協力して生活してください。
- ・一時避難所に入る際及び退所の際には、避難者受付名簿に必要事項を記載してください。
- ・「利用上の注意事項」、「立入禁止」、「使用禁止」等の張り紙の内容には必ず従ってください。

◎生活

- ・一時避難所では、食料品、日用品等は提供しません。各自で食料、飲料水・毛布・着替え等必要品を持参し、避難してください。
- ・一時避難所内のトイレ等衛生管理に努め、発生したゴミは各自で持ち帰ってください。
- ・一時避難所内は禁煙です。また酒類の持ち込みやペットの同伴はできません。
- ・個人の携帯電話の使用にあたっては、マナーモードに設定し、他の避難者の迷惑にならないように配慮してください。通話は、原則、屋外で行ってください。
- ・個人のテレビやラジオ等の使用にあたっては、周囲の迷惑にならないようにしてください。
視聴する場合は、イヤホンを使用してください。

◎健康管理

- ・避難中の健康管理は各自の責任でお願いします。病気などで服薬中の方は必ずお薬やお薬手帳を持参してください。
- ・発熱がある方は、一時避難所への避難はご遠慮ください。市の指定避難所をご利用ください。
- ・一時避難所への移動中や一時避難所内での事故等については、原則避難者ご本人の責任とします。

※一時避難所はみんなの避難所です。他の人の迷惑にならないようご利用ください。